

○岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

平成19年3月28日

広域連合条例第16号

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 行政文書の開示（第5条―第13条）

第3章 審査請求及び諮問機関（第14条―第18条）

第4章 雑則（第19条―第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、住民の知る権利を尊重し、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、広域連合の諸活動を住民に説明する責務を全うし、もって住民参加の公正で開かれた行政を一層推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 書籍、雑誌、新聞その他一般に頒布し、又は販売することを目的として発行されているもの

イ 広報用の資料その他の一般の利用に供することを目的として管理しているもの

ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3) 行政文書の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、住民の行政文書の開示を請求する権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、運用に努めるものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この

条例により認められた権利を正当に行使するとともに、行政文書の開示によって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定により行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書が到達したときは遅滞なく審査を開始し、請求書の記載事項に不備がある場合その他の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し相当の期間を定めて請求書の補正を求め、又は開示請求を拒否しなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

であって、開示しても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害からの人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められる情報

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (5) 広域連合の機関内部又は行政機関相互の審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは公正な意思形成が不当に損なわれるおそれ、不当に住民に誤解を与え若しくは混乱を招くおそれ、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ又は当該審議等若しくは将来の同種の審議等に著しい支障が生じるおそれがあるもの

- (6) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他の実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な執行に関し著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

- (7) 広域連合の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方行政独立法人又は公共的団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

（一部開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離でき、かつ、それにより開示情報の趣旨が損なわれないときは、当該不開示情報に係る部分を除いて開示しなければならない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

- 第11条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る行政文書を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、第2項の規定による書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、開示しない旨の決定をした行政文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、開示請求に係る行政文書に広域連合及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

- 第12条 実施機関は、前条第1項の規定により行政文書を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その記録されている行政文書の種類に応じて実施機関が定める方法により当該行政文書を開示しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、行政文書の開示をすることによりその記録されている行政文書の保存に支障が生じるおそれがあるとき、第8条の規定による行政文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

- 第13条 この条例の規定に基づく行政文書の閲覧及び視聴に係る手数料は、無料とする。
- 2 この条例の規定に基づく行政文書（行政文書を複写したものを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求及び諮問機関

(審理員の指名の適用除外)

- 第14条 この条例による実施機関の処分又は開示請求における不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の規定による審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

- 第15条 審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、次条に規定する岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁

決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があったときは、当該証拠書類又は証拠物を審査会に送付するものとする。

（岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会）

第16条 前条及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号）第5条に規定する諮問に応じて審査し、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

- (1) 情報公開及び個人情報保護制度に関する重要事項に関すること。
- (2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

5 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（審査会の調査権限）

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された審査請求に係る事件（以下「事件」という。）に関し、審査請求人、審査会の許可を得た利害関係人又は諮問実施機関の職員（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

- 第18条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭による意見の陳述を求めることができる。
- ただし、審査会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。
- 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。
 - 3 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
 - 4 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。
 - 5 前2条及び前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（他の制度との調整）

- 第19条 この条例の規定は、他の法令等の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合については、適用しない。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例の規定は、住民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

（情報の提供等）

- 第20条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（情報公開の総合的な推進）

- 第21条 広域連合は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、住民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（運用状況の公表）

- 第22条 広域連合長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

- 第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成１９年５月１日から施行する。

附 則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。